

物件概要

取引態様	仲介	権利形態	所有権
所在地	住居表示	横浜市磯子区森が丘2-16 *駐車場	
	地番	横浜市磯子区森が丘1952番19	
交通	京急線	上大岡駅 徒歩15分	
価格	未定		
現況	更地		
土地	所在	地番	地目
	横浜市磯子区森が丘二丁目	1952番19	宅地
	合計		174.74㎡
建物	所在地		
	構造		築年月
	床面積		
公法上の制限	用途地域	第一種中高層住居専用地域	
	建蔽率	60	
	容積率	150	
	防火指定	準防火	
	その他	第3種高度地区 宅地造成工事規制区域 他	
	接面道路	東側私道 *私道持分無し	
設備	排水	調査中	
	水道	調査中	
	電気	東京電力	
	ガス	調査中	
その他	現況駐車場		
備考			



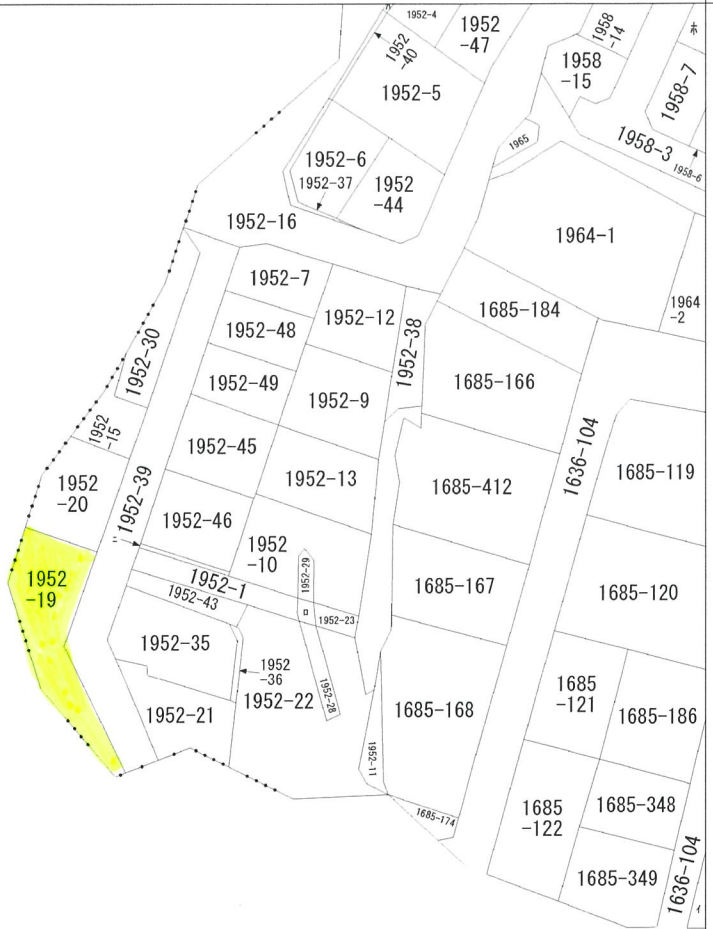
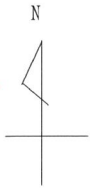
磯子区

森が丘2丁目

笹下1丁目

港南区

イ 1685-118 ハ 1952-41 ホ 1958-8
 □ 1952-27 ニ 1952-8



地番区域見出
 森が丘
 2丁目

請求部分	所在	横浜市磯子区森が丘二丁目			地番	1952番19		
出力尺	1/600	精度区	座標系 番号又 は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日 (原図)			補事項	



2020/11/19 19:35 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)	調製	平成15年7月10日	不動産番号	0206000095817
地図番号	余白	筆界特定	余白	
所 在	横浜市磯子区森が丘二丁目			余白
① 地 番	②地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1952番19	宅地	174:74	1952番15から分筆 〔昭和46年10月18日〕	
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年7月10日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和60年5月16日 第14896号	原因 昭和60年5月8日売買 所有者 横浜市南区井土ヶ谷下町22番地の6 大塚隆 順位4番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成15年7月10日

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



2020/11/19 19:37 現在の情報です。

神奈川県横浜市磯子区森が丘2丁目1952-39

所有者一覧表 (土地)

共 有 者		
住 所	持 分	氏 名
横浜市磯子区森が丘2丁目16番9号	48分の2	山田理恵子
東京都大田区大森南2丁目21番1号	96分の12	松坂幹男
長野県長野市三輪2丁目18番15号緑樹苑A棟	4800分の124	水田一浩
長野県長野市三輪2丁目18番15号緑樹苑A棟	4800分の76	水田恵子
東京都大田区大森西2丁目5番9号	48分の3	石井松五郎
東京都大田区大森東5丁目30番6号	48分の2	石井清一
東京都大田区大森東5丁目30番6号	48分の2	石井秀次
東京都大田区大森東5丁目30番6号	48分の2	石井秋藏
東京都大田区西糀谷2丁目17番5号	48分の6	石井芳藏
横浜市南区大岡五丁目7番12号オークテラス202	48分の1	川口博之
東京都品川区南大井一丁目1番2号第2いすゞベルウッド403	48分の1	孫為琴
横浜市磯子区森が丘2丁目16番6号	48分の2	大松英晃
東京都大田区大森東2丁目32番3号	48分の3	田中勝則
東京都大田区大森東2丁目32番3号	48分の3	田中峰子
東京都大田区大森七丁目128番地	48分の3	田中豊造
東京都大田区大森東四丁目26番6号	48分の6	福本寅雄
東京都大田区大森東5丁目29番4号	48分の2	平林崇睦
横浜市磯子区森が丘2丁目16番7号	48分の2	平田由美子



2020/11/19 19:37 現在の情報です。

神奈川県横浜市磯子区森が丘2丁目1952-16

所有者一覧表 (土地)

所 有 者	
住 所	氏 名
[余白]	横浜市

089243 前1952-15後・新同一・新

地積測量図



019000

地番 1952-19, 1952-~~15~~²⁰, 1952-15

土地の所在 横浜市磯子区森が丘二丁目

大字町正

小池 田中 松坂 松林 平林 平林
田中 石井 福本 石井 石井

昭和46年10月15日

作製年月日

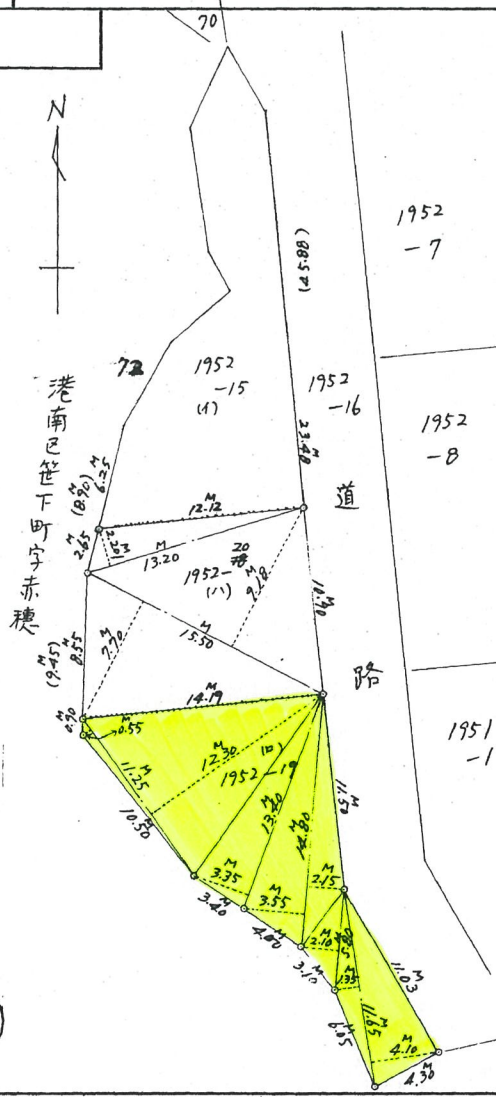
求積表

1952-19 (14)

11.25 X 0.55 =	6.1875
11.25 X 12.30 =	138.3750
13.40 X 3.35 =	44.8900
14.80 X 3.55 =	52.5400
14.80 X 2.15 =	31.8200
5.80 X 2.10 =	12.1800
11.65 X 1.35 =	15.7275
11.65 X 4.10 =	47.7650
計	349.4850
1/2	174.7425 ^{m²}

1952-20 (15)

15.50 X 7.70 =	119.3500
15.50 X 9.18 =	142.2900
13.20 X 2.20 =	29.0532
計	290.6932
1/2	145.3466 ^{m²}



福本寅雄 (福本)

石井芳藏 (石井)

石井松五郎 (石井)

田中豊造 (田中)

(以上五名)

石井秀次 (石井)

石井清一 (石井)

石井秋藏 (石井)

小池春吉 (小池)

田中峰子 (田中)

田中勝則 (田中)

松坂まづ (松坂)

松坂熊藏 (松坂)

平林崇睦 (平林)

平林賢一 (平林)

平林徳太郎 (平林)

作製者 横滨市中区本牧元町二九九番地
登録才四八二号 長崎是清
土地家屋調査士

申請人 (共有)

46-10-18

縮尺 1/300

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)



この地図の著作権は横浜市が保有します。

- (凡例)
- 第1種低層住居専用地域
 - 第1種中高層住居専用地域
 - 第1種住居地域
 - 準住居地域
 - 商業地域(第7種高度地区)
 - 商業地域(最低限1種高度地区)
 - 準工業地域(第5種高度地区)
 - 工業地域(第5種高度地区)
 - 工業専用地域
 - 市街化調整区域
 - 用途界
 - 地番界(区域区分のみ)
 - 都市計画道路
 - 第2種低層住居専用地域
 - 第2種中高層住居専用地域
 - 第2種住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域(第6種高度地区)
 - 商業地域(最低限2種高度地区)
 - 準工業地域(第7種高度地区)
 - 工業地域(第7種高度地区)
 - 最低限3種高度地区
 - 道路界
 - 地形地物界等(区域区分のみ)
 - 都市計画河川

※区域区分界については線種ごとに色分け



旗の位置に関するものは右の通りです。お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。

上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。
 (注) 地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。

横浜市建築局
2020/11/20 13:6:35

区域区分
市街化区域
用途地域
第1種中高層住居専用地域 建蔽率：60% 容積率：150%
高度地区
高度地区(最高限)：第3種高度地区
緑化地域
緑化地域
防火・準防火地域
準防火地域
建築基準法第22条区域(防火地域及び準防火地域を除く)
建築基準法第22条による区域
日影規制
高さが10mを超える建築物/4.0m/3時間/2時間
宅地造成工事規制区域
宅地造成工事規制区域
駐車場条例の附置義務区域
周辺地区又は自動車ふくそう地区
景観計画
景観計画(全市域)
図面番号
148
図面番号(旧)
141

建築基準法道路種別 (指定道路図)



この地図の著作権は横浜市が保有します。

- (凡 例)
- 法第42条第1項第1号道路 (道路幅員4m以上)
 - 法第42条第1項第2号道路 (道路幅員4m以上)
 - 法第42条第1項第3号道路 (道路幅員4m以上)
 - 法第42条第1項第4号道路 (道路幅員4m以上)
 - 法第42条第1項第5号道路 (道路幅員4m以上)
 - 法第42条第1項道路
 - 法第42条第2項道路
 - 法第43条第2項の認定・許可を要する道路状空地
 - 法第42条 (道路) に該当しない (否道路)

(白色交差斜線) 狭あい道路整備促進路線

区域区分	市街化区域
用途地域	第1種中高層住居専用地域 建蔽率：60% 容積率：150%
高度地区	高度地区 (最高限)：第3種高度地区
緑化地域	緑化地域
防火・準防火地域	防火・準防火地域
準防火地域	準防火地域
建築基準法第22条区域 (防火地域及び準防火地域を除く)	建築基準法第22条による区域
日影規制	高さが10mを超える建築物/4.0m/3時間/2時間
宅地造成工事規制区域	宅地造成工事規制区域
駐車場条例の附置義務区域	駐車場条例の附置義務区域
周辺地区又は自動車ふくそう地区	周辺地区又は自動車ふくそう地区
景観計画	景観計画 (全市域)
図面番号	148
図面番号 (旧)	141

旗の位置に関するものは右の通りです。
お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。

上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。
注) 地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。

横浜市建築局
2020/11/20 13:5:43